

Client Alert

November 2015

www.bakermckenzie.co.jp

本クライアントアラートに関するお問い合わせ先



穂高 弥生子
パートナー（東京）
03 6271 9461
Yaeko.Hodaka@bakermckenzie.com



Ola Nicolai Borge
パートナー（ヤンゴン）
+95 1 255 056
OlaNicolai.Borge@bakermckenzie.com



Sa Sa Nyunt
アソシエイト（ヤンゴン）
+95 1 255 056
SaSa.Nyunt@bakermckenzie.com

ベーカー&マッケンジー
法律事務所 (外国法共同事業)

〒106-0032
東京都港区六本木 1-9-10
アークヒルズ仙石山
森タワー28F
Tel 03 6271 9900
Fax 03 5549 7720
www.bakermckenzie.co.jp

ミャンマー、外資企業へのトレーディング ビジネス開放に向け一歩前進

ミャンマーにおいて、長らく外資企業は、国のポリシーに基づき、小売、卸売、輸出入を含むトレーディングビジネスへの参入を妨げられていた（ただし、ティラワ経済特区においては、経済特区法により卸売業等が一部認められている。）。しかし、ミャンマー商務省は、長期的には、かかる外資企業へのトレーディングビジネス参入禁止 ("trading ban") を緩和する方向である。2015年3月、このような方向性を示す大きな一歩として、ミャンマー商務省は、2015年第20号告示により、外資企業に対し、ミャンマー内国企業とジョイントベンチャーを組成することを条件として、自動車のショールームを開設することを認めるに至った。

そして今月に入り（11月11日）、商務省はさらに2015年第96号告示を公布し、ミャンマー内国企業とジョイントベンチャーを組成することを条件に、4つのカテゴリーの物品に関し、外資企業が「トレーディング」を行うことを認めた。告示に示された4つのカテゴリーは以下の通りである。

- ✓ 肥料
- ✓ 種子
- ✓ 殺虫剤/駆除剤
- ✓ 医療機器

上記の新告示は、外資企業とミャンマー内国企業で組成するジョイントベンチャーの持分割合について明確に規定していないが、当事務所がミャンマー商務省に照会したところでは、現時点では特に持分割合についての制限は設けていないとのことであった。したがって、理論上は、外資企業がかかるジョイントベンチャー会社の99%の持分を保有することも可能ということになる。ただし、現実的には、監督官庁の裁量により具体的な持分割合が決定されるであろう。今回トレーディングが認められた物品に関する輸出入の手続きは、現在ミャンマーの内国企業に適用されている要件に従うこととなる。

今回上記4つの物品につき規制が緩和されたのは、ローカル市場の需要および国内の農業およびヘルスケア分野の振興目的によるものということであり、今後もさらに段階的に外資企業に開放されるカテゴリーが広がるものと思われる。